

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和7年5月2日

堺市議会議長 田淵 和夫 様

議員氏名

松木 僚

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	1,350,000	@270000円 × 1人 × 5ヶ月 = 1,350,000 円
2 その他		
収 入 合 計	1,350,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	101,024	101,024	
研 修 費			
要 請・陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	1,320	1,320	
広 報・広 聴 費	25,419	25,419	
人 件 費	106,720	106,720	
事 務・事 務 所 費	1,099,211	1,099,211	
支 出 合 計	1,333,694	1,333,694	

様式第 1 4 号 (第 7 条関係)

令和 6 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 松木 僚

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン代	11/1～3/31	調査研究のための車輻ガソリン費等に使用した。
【資料購入費】 書籍及び資料の購入	11/1～3/31	議会活動に係る調査研究のための書籍及び資料購入に使用した。
【広報・広聴費】 HP 維持管理費	11/1～3/31	HP 維持管理費等に使用した。
【人件費】 事務職員人件費	1/1～3/31	事務作業に係る人件費として使用した。
【事務・事務所費】 事務所賃貸・事務所費用	11/1～3/31	事務所賃料及び事務用品購入費用等にしようした。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月1日	11-1		13,384	-13,384	ボールペン・ファイル購入代金	⑨	
11月2日	11-2		79,040	-92,424	iPad購入代金	⑨	
11月2日	11-3		5,512	-97,936	iPadケース・フィルム購入代金	⑨	
11月4日	11-4		3,326	-101,262	USB・CPD充電器購入代金	⑨	
11月5日	11-5		5,690	-106,952	A4コピー用紙、時計購入代金	⑨	
11月8日		540,000		433,048	政務活動費 11月～12月分受け入れ		
11月14日	11-6		704	432,344	ボールペン文具購入代金	⑨	
月計		540,000	107,656				
累計		540,000	107,656	432,344			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月1日	12-1		54,621	377,723	R6年12月1日～12月24日分事務所賃借料	⑨	
12月13日	12-2		88	377,635	カラーインデックス購入代金	⑨	
12月17日	12-3		600	377,035	駐車料金 ペイントリノベ子ども食堂	①	
12月23日	12-4		271,858	105,177	R6年12月25日～12月31日・1月分事務所賃借料	⑨	
12月27日	12-5		1,568	103,609	定規・ファイル購入料金	⑨	
12月27日	12-6		60,512	43,097	自動車保険代金	①	
12月27日	12-7		1,320	41,777	書籍購入代金	⑥	
12月27日	12-8		9,891	31,886	名刺代金	⑦	
12月27日	12-9		1,258	30,628	HPドメイン使用料12月分	⑦	
12月27日	12-10		2,624	28,004	HP維持管理費12月分	⑦	
月計		0	404,340				
累計		540,000	511,996	28,004			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月6日	1-1		141,504	-113,500	ノートパソコン購入代金	⑨	
1月6日	1-2		2,304	-115,804	ガソリン代金	①	
1月6日	1-3		2,864	-118,668	ファイル・クリップ・ボールペン等事務用品費購入代金	⑨	
1月6日	1-4		16,160	-134,828	ラミネーター・ラミネートフィルム・マウス購入代金	⑨	
1月6日	1-5		6,304	-141,132	事務所用固定電話機購入代金	⑨	
1月6日	1-6		10,400	-151,532	1月分駐車場代及び手数料	⑨	
1月8日	1-7		943	-152,475	電気料金 11月14日～12月11日分	⑨	
1月10日	1-8		960	-153,435	事務所合鍵作成料金	⑨	
1月10日	1-9		51,360	-204,795	人件費 12月分	⑧	
1月10日	1-10	810,000		605,205	政務活動費 1月～3月分受け入れ		
1月20日	1-11		2,022	603,183	水道料金R6年10月28日～R6年12月16日(50日間分)	⑨	
1月20日	1-12		644	602,539	電気料金 12月12日～12月24日 13日間分	⑨	
1月21日	1-13		8,623	593,916	事務所用傘立て、マグネット、延長コード等購入費用	⑨	
1月23日	1-14		8,800	585,116	2月分駐車場	⑨	
1月27日	1-15		2,120	582,996	ガソリン代金	①	
1月27日	1-16		4,634	578,362	ガソリン代金	①	
1月27日	1-17		1,408	576,954	IDカードホルダー	⑨	
1月27日	1-18		3,670	573,284	ガソリン代金	①	
1月27日	1-19		23,136	550,148	シュレッダー・ファイル・クリップ延長コード購入代金	⑨	

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月27日	1-20		3,871	546,277	ガソリン代金	①	
1月27日	1-21		1,258	545,019	HPドメイン使用料1月分	⑦	
1月27日	1-22		13,089	531,930	事務所用カーペット等購入費用	⑨	
1月27日	1-23		5,264	526,666	事務所用玄関マット	⑨	
1月27日	1-24		2,624	524,042	HP維持管理費1月分	⑦	
1月27日	1-25		9,644	514,398	事務所用シーリングライト2個、カーベ ット購入費用	⑨	
1月27日	1-26		22,785	491,613	事務所用事務机、事務所用テーブル椅子セ ット	⑨	
1月28日	1-27		52,132	439,481	2月分事務所賃借料	⑨	
1月30日	1-28		1,239	438,242	電気料金 1月分	⑨	
1月30日	1-29		315	437,927	水道料金 12月17日～12月24日 8日間分	⑨	
月計		810,000	400,077				
累計		1,350,000	912,073	437,927			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月4日	2-1		5,348	432,579	携帯電話料金 11月分	⑨	
2月4日	2-2		11,920	420,659	Microsoft 365 Personal	⑨	
2月10日	2-3		30,720	389,939	人件費 1月分	⑧	
2月26日	2-4		54,836	335,103	3月分事務所賃借料、テナント保険料、手数料	⑨	
2月26日	2-5		2,112	332,991	文具購入費用	⑨	
2月27日	2-6		20,799	312,192	事務所用ストーブ、給油ポンプ、灯油缶18ℓ青、灯油ポンプ収納ケース購入費用	⑨	
2月27日	2-7		3,184	309,008	事務所用本棚購入費用	⑨	
2月27日	2-8		13,200	295,808	事務所エアコン設置時配線増設工事費用	⑨	
2月27日	2-9		42,001	253,807	事務所用プリンター・事務所用プリンターインク購入費用	⑨	
2月27日	2-10		79,345	174,462	事務所用エアコン本体、シューズラック、ハンガーラック購入費用	⑨	
2月27日	2-11		6,936	167,526	事務所用ペーパータオル、電源タップ等購入費用	⑨	
2月27日	2-12		3,766	163,760	事務所用ホワイトボード購入費用	⑨	
2月27日	2-13		4,148	159,612	ガソリン代金	①	
2月27日	2-14		3,923	155,689	ガソリン代金	①	
2月27日	2-15		1,584	154,105	事務所ストーブ用灯油代	⑨	
2月27日	2-16		4,091	150,014	ガソリン代金	①	
2月27日	2-17		8,519	141,495	インクカートリッジ、コピー用紙購入費用	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月27日	2-18		1,063	140,432	コピー用紙購入費用	⑨	
2月27日	2-19		671	139,761	個人情報保護用スタンプ	⑨	
2月27日	2-20		1,258	138,503	HPドメイン使用料2月分	⑦	
2月27日	2-21		2,624	135,879	HP維持管理費2月分	⑦	
月計		0	302,048				
累計		1,350,000	1,214,121	135,879			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項目	その他
3月3日	3-1		2,012	133,867	電気料金 2月分	⑨	
3月4日	3-2		5,637	128,230	携帯電話料金 12月分	⑨	
3月10日	3-3		24,640	103,590	人件費 2月分	⑧	
3月13日	3-4		1,268	102,322	水道料金 R7年1月11日～R7年2月12日 32 日分	⑨	
3月27日	3-5		1,302	101,020	文具購入費用(ホッチキス)	⑨	
3月27日	3-6		3,062	97,958	ホワイトボード購入費用	⑨	
3月27日	3-7		1,584	96,374	事務所ストーブ用灯油代	⑨	
3月27日	3-8		2,610	93,764	ガソリン代金	①	
3月27日	3-9		4,096	89,668	ガソリン代金	①	
3月27日	3-10		4,445	85,223	ガソリン代金	①	
3月27日	3-11		1,656	83,567	事務所ストーブ用灯油代	⑨	
3月27日	3-12		1,258	82,309	HPドメイン使用料3月分	⑦	
3月27日	3-13		2,624	79,685	HP維持管理費3月分	⑦	
3月27日	3-14		53,136	26,549	4月分事務所賃借料	⑨	
3月27日	3-15		1,993	24,556	電気料金 3月分	⑨	
3月31日	3-16		8,250	16,306	事務所看板費用	⑨	
月計		0	119,573				
累計		1,350,000	1,333,694	16,306			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

松木 僚

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府大阪市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2024年12月9日 ～ 2025年11月30日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	13.5 時間 / 3週 (1日 4.5 時間×2～3 日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,200円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80
%</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 10.8 時間</u> <u>(週勤務時間数) 13.5 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府大阪市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024 年 12 月 9 日から 2025 年 11 月 30 日まで	
就業場所	大阪府堺市	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成 後援会関係事務 政党活動事務	
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分から午後 15 時 00 分まで (12 時から 12 時 30 分は休憩時間)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で2～3日	
給与(賃金)	時給 1,200 円 交通費実費支給(片道: 320 円、180 円)	
給与支払	月末締め 翌月 10 日払	
給与振込先	振込	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 2024 年 12 月 9 日 雇用者 松木 僚 被雇用者		

出勤簿 (2024 年 12 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
10	火	10:00	13:00	03:00		通勤費1,000円
11	水					
12	木	12:00	14:00	02:00		通勤費1,000円
13	金	09:30	14:00	04:30		通勤費1,000円
14	土					
15	日					
16	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
17	火	09:00	13:00	04:00		通勤費1,000円
18	水	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
19	木					
20	金	10:00	14:30	04:30		通勤費1,000円
21	土					
22	日					
23	月	12:00	15:00	03:00		通勤費1,000円
24	火					
25	水	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
26	木	10:00	11:30	01:30		通勤費1,000円
27	金	10:00	13:30	03:00		休憩30分 通勤費1,000円
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					
合 計				43:30	0:00	
出勤日数				12 日		

雇用者確認印
(署名又は押印)

氏名

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
12月1日	日				
12月2日	月				
12月3日	火				
12月4日	水				
12月5日	木				
12月6日	金				
12月7日	土				
12月8日	日				
12月9日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
12月10日	火	10:00	13:00		3:00
12月11日	水				
12月12日	木	12:00	14:00		2:00
12月13日	金	9:30	14:00		4:30
12月14日	土				
12月15日	日				
12月16日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
12月17日	火	9:00	13:00		4:00
12月18日	水	10:00	15:00	0:30	4:30
12月19日	木				
12月20日	金	10:00	14:30		4:30
12月21日	土				
12月22日	日				
12月23日	月	12:00	15:00		3:00
12月24日	火				
12月25日	水	10:00	15:00	0:30	4:30
12月26日	木	10:00	11:30		1:30
12月27日	金	10:00	13:30	0:30	3:00
12月28日	土				
12月29日	日				
12月30日	月				
12月31日	火				

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

@

1200

×

43.5

=

12,000

52,200

¥ 64,200

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
8	水					
9	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
21	火					
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
28	火					
29	水					
30	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
31	金					
合 計				27:00	0:00	
出勤日数				6 日		



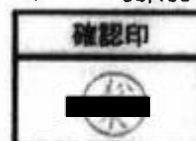
氏名 XXXXXXXXXX 交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	
1月1日	水					
1月2日	木					
1月3日	金					
1月4日	土					
1月5日	日					
1月6日	月					
1月7日	火	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月8日	水					
1月9日	木	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月10日	金					
1月11日	土					
1月12日	日					
1月13日	月					
1月14日	火	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月15日	水					
1月16日	木					
1月17日	金					
1月18日	土					
1月19日	日					
1月20日	月	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月21日	火					
1月22日	水					
1月23日	木					
1月24日	金					
1月25日	土					
1月26日	日					
1月27日	月	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月28日	火					
1月29日	水					
1月30日	木	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月31日	金					

実働時間計 27:00 6,000

② 1200 × 27.0 = 32,400

¥ 38,400



出勤簿 (2025 年 2 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	10:00	15:30	05:00		休憩30分 通勤費1,000円
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
11	火					
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
18	火					
19	水	10:00	13:30	03:00		休憩30分 通勤費1,000円
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
26	水					
27	木					
28	金					
合 計				21:30	0:00	
出勤日数				5日		



氏名 [REDACTED] 交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
2月1日	土				
2月2日	日				
2月3日	月	10:00	15:30	0:30	5:00
2月4日	火				
2月5日	水				
2月6日	木				
2月7日	金				
2月8日	土				
2月9日	日				
2月10日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
2月11日	火				
2月12日	水				
2月13日	木				
2月14日	金				
2月15日	土				
2月16日	日				
2月17日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
2月18日	火				
2月19日	水	10:00	13:30	0:30	3:00
2月20日	木				
2月21日	金				
2月22日	土				
2月23日	日				
2月24日	月				
2月25日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
2月26日	水				
2月27日	木				
2月28日	金				

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

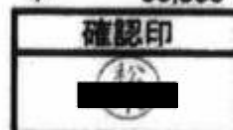
実働時間計 21:30

5,000

@ 1200 × 21.5 =

25,800

¥ 30,800



事務所（使用）状況報告書

事務所 10月～12/24

会派の名称・議員氏名 松木 僚

管理責任者 (議員名)	松木 僚		
事務所名	松木 僚事務所		
所在地	〒 [] 大阪府堺市 [] TEL []		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 []))		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	40.23 m ²	賃借料	月額 88,000 円 (政務活動費充当額 70,400 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 32.18 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80 % ☒ 水道代・・・ 80 % ☐ ガス代・・・ % ☐ 固定電話代・・・ % ☐ その他 (事務所使用備品等)・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書(事業用)

(1) 賃貸借の目的物

名 称				住 戸 番 号		
所在地 (住居表示)	堺市					
	大阪府堺市					
建て方	店舗	構 造	木造瓦葺2階建			
使用目的	事務所	竣 工	昭和48年3月	面 積	40.23㎡(12.16坪)	

(2) 契約期間

2024年 10月 12日 ~ 2026年 10月 11日 まで (2ヶ年0ヶ月間)
--

(3) 賃料等

賃料等		支払期限	支払方法	
賃料	月額 88,000円 (内消費税 8,000円)	翌月分を 毎月末日迄	振込	振込先金融機関名 池田泉州銀行 白鷺支店
共益費	賃料に含む	直接契約		預金 普通預金
電気使用料	借主実費負担			口座番号 No. [REDACTED]
ガス使用料	借主実費負担			フリガナ [REDACTED]
水道使用料	借主実費負担			口座名義 [REDACTED]
ごみ処理費	借主実費負担		※振込又は口座振替料等の手数料負担は借主負担とする。	
敷金	金 [REDACTED]円	契約締結時に貸主指定口座へ預託		
礼金	金 [REDACTED] (内消費税 [REDACTED])	契約締結時に貸主指定口座へ振込		

(4) 貸主及び賃貸借に関する連絡先

貸主 (社名・代表者)	住所 大阪府堺市 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
賃貸借に関する連絡先 (社名・代表者)	住所 大阪府堺市 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]

* 貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 —	氏名 —	電話番号 —
--------	------	------	--------

(5) 借主

借 主	氏名(名称)	緊急時の連絡先	
	松木 僚	住所 宮崎県日向市 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]
		電話番号 [REDACTED]	借主との関係 [REDACTED]

(6) 特約条項

別紙特約条項へ記載

(7)連帯保証人及び保証極度額

☐ 有	住所	—
☐ 無	氏名	—
極度額	電話番号	—

特約条項(続き)

別紙特約条項へ記載

貸主及び借主は、標記(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)について賃貸借契約を締結し、連帯保証人は本契約に基づく借主の一切の債務を借主と連帯し本契約に基づき保証する。これを証するため、本契約書2通を作成し、貸主及び借主並びに連帯保証人が署(記)名押印の上、貸主借主が各1通を保有し連帯保証人が写1通を保有するものとする。

○ 2024 年 10 月 11 日

貸主

住所

堺市東区

氏名

借主

住所

堺市

氏名

水 永

藤

別紙保証委託契約書による。(株式会社Casa 承認番号No.0071097265)

借主との関係(家賃債務保証業者)※借主からみた関係

媒介業者

国土交通大臣(13)第2077号

東京都新宿区西新宿二丁目6番

住友不動産販売株式会社

大阪府大阪市浪速区難波中一丁目70番4号
南海SK難波ビル9階

住友不動産販売株式会社

難波賃貸センター

所長 平野 年明

宅地建物取引士

登録番号(大阪)第120953号

氏名

藤木 康演

(契約の締結)

第1条 貸主及び借主は、標記(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記(2)に記載するとおりとする。

2 貸主は本契約期間満了の6ヶ月前までに、借主は本契約期間満了の1ヶ月前までに、貸主または借主のいずれからも相手方に対して書面による更新拒絶または解約の通知がないときは、本契約は期間満了の翌日からさらに2ヶ年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 借主は、本物件を標記(1)に記載する目的として使用し、その他の目的に使用してはならない。

(賃料)

第4条 借主は、標記(3)の記載に従い、賃料を貸主又は貸主の指定する管理業者等に支払うものとし、支払いに関する費用は借主の負担とする。支払期日が金融機関の休日に当たる場合は、前営業日までに支払う。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日数で日割計算した額とする。

3 本物件の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借主は、貸主に対し、賃料の減額に関する協議を求めることができる。なお、民法第611条第1項の規定は適用しないものとする。

4 貸主及び借主は、次の各号の一に該当する場合は、協議の上、賃料を改定することができる。

(1) 土地建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。

(2) 土地建物の価格の上昇低下、諸物価の高騰急落、その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。

(3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

(共益費及び諸費用)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等に充てるため、共益費を標記(3)の記載に従い、貸主又は貸主の指定する管理業者等に支払うものとし、支払いに関する費用は借主の負担とする。支払期日が金融機関の休日に当たる場合は、前営業日までに支払う。

2 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日数で日割計算した額とする。

3 貸主及び借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

4 借主は、本物件使用に伴い次の諸費用が発生する場合、これを負担するものとし、このうち貸主が立替えたものについては、貸主の請求により指定期日までに貸主指定の方法により支払うこととする。但し、支払いに要する費用は、全て借主の負担とする。

(1) 本物件内の照明その他機器の電気料金。

(2) 本物件内の空気調和に関する費用。

(3) 本物件内の清掃衛生費。

(4) その他借主の負担に帰すべき料金、支払金。

(敷金等)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、標記(3)に記載する敷金・保証金(以下「敷金等」という。)を無利息にて貸主に預け入れる。

2 借主は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 貸主は、本物件の明け渡し並びに借主の債務の完済を確認後は遅滞なく、敷金等(本契約に解約引(敷引)の定めがある場合には、その金額を差し引いた残額)を借主に返還しなければならない。但し、貸主は、本物件の明け渡し時に賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金等から差し引くことができる。

4 前項但書の場合には、貸主は、敷金等から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。

5 貸主は、敷金等の返還をする場合は本契約が終了し、本物件明渡しの完了並びに借主の負担すべき債務の完済を確認した後1ヶ月以内に行うものとする。

6 借主は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供する等一切の処分行為をしてはならない。

7 第4条第3項により賃料が改定されたときは、本条の敷金等も賃料の改定率に準じて改定するか否かを協議するものとし、改定後の敷金等が増額された場合は、借主は直ちに貸主に追加預託し、また減額された場合は貸主は直ちに借主に返却することとする。

(礼金)

第7条 借主は、本契約締結時に礼金として標記(3)記載の金額を貸主に支払うものとし、契約締結後、返還を請求することができない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 貸主及び借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第9条 借主は、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

2 借主は、貸主から事前に書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

3 借主は、別表第3に該当した場合には、速やかに貸主に対し書面により通知しなければならない。

(内装造作諸設備工事等)

第10条 借主が以下の工事をするときは、借主は事前に書面による貸主の承諾を得て、貸主が指定又は承認する設計者及び施工者により工事を行うものとし、工事に要する費用は全て借主の負担とする。借主がこれに反して工事をした場合、貸主は中止又は撤去を指示することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。

(1) 本物件内に間仕切、内装、その他の諸造作を新設、付加、除去、改造、変更その他原状を変更すること。

(2) 電気、水道、空調設備等の諸設備を新設、付加、除去、改造、変更その他原状を変更すること。

(3) 金庫、電子計算機等の重量物、又は電気容量の大きい機器を設置又は増設すること。

(4) 看板の掲載、社名表示、又は広告を行うこと。

2 前項の諸造作及び諸設備に係る不動産取得税、固定資産税の公租公課は宛名名義の如何にかかわらず借主の負担とする。

(修繕)

第11条 貸主は、本物件又は建物の維持・保全上必要な修繕を行わなければならない。但し、借主又は関係者の責に帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用は借主が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき貸主が修繕を行う場合は、貸主は、事前にその旨を借主に通知しなければならない。この場合、借主は、正当な理由がない限り、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 本物件の使用により生じた借主又は関係者の責に帰すべき汚損・破損等の修繕については、借主が修繕義務を負い、自らの費用負担において修繕を行う。

- 4 借主は、本物件及び建物内に汚損、破損等を生じた場合、直ちに貸主又は貸主の指定する管理業者等に届け出、貸主又は貸主の指定する管理業者の指示に基づいて修繕を行う。なお、届け出の懈怠、又は遅滞により本物件及び建物等に損害を及ぼした場合、借主は当該損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 貸主は、借主が次の各号の義務に違反した場合、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- (2) 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- (3) 前条に規定する借主の負担義務
- 2 貸主は、借主が次の各号に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、その期間内に是正されず本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除又は更新拒絶することができるものとし、貸主が損害を蒙ったときは、借主に対し損害賠償を請求することができる。
 - (1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務に違反したとき。
 - (2) 第9条第1項から第3項(別表第1の第8号から第10号に掲げる行為を除く)に規定する義務に違反したとき。
 - (3) その他本契約に規定する借主の義務に違反したとき。
- 3 貸主又は借主の一方について、次の各号に該当した場合、その相手方は、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。
 - (1) 第8条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 貸主は、借主が次の各号に該当した場合、何らの催告も要せず本契約を解除することができるものとし、貸主が損害を蒙ったときは、借主に対し損害賠償を請求することができる。
 - (1) 本契約締結にあたって、本物件の入居申込書に虚偽の事項を記載したり、又は不正の手段により入居したとき。
 - (2) 貸主に無断で、又は正当な理由がなく1ヶ月以上の長期にわたり不在もしくは本物件を使用しないとき。
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行等の申立て又は租税滞納処分があったとき。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てがあったとき、又は解散したとき。
 - (5) 別表第1第8号から第10号に掲げる行為を行ったとき。
 - (6) 本物件並びに関連施設を故意又は重大な過失によって著しく破損・汚損又は滅失したとき。
 - (7) 借主又はその関係者に公序良俗に反する行為があったとき。

(契約解除による違約金)

第13条 前条により借主が貸主から本契約を解除されたときは、借主は、違約金として賃料及び共益費1ヶ月相当額を貸主に支払わなければならない。本条の規定は、貸主の借主に対する損害賠償の請求を妨げない。

(解約)

第14条 借主は、貸主に対して、少なくとも1ヶ月以上前に、書面で解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。借主の解約申入れは貸主所定の書面にて行い、書面が貸主又は貸主の指定する管理業者等に到着した日をもって解約の申入れがあったもの(以下「解約申入れ日」という)とする。但し、書面が貸主又は貸主の指定する管理業者等に到着した日時が当該管理業者等の営業時間外又は休業日にあたる場合には、解約申入れ日は翌営業日とする。次項に定める解約申入れ日についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、借主は、1ヶ月分の賃料を貸主に支払うことにより、解約申入れ日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に本契約を解約することができる。
- 3 貸主は、借主に対して、少なくとも6ヶ月以上前に、書面で解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。但し、この申入れは、正当な事由がなければ効力を生じないものとする。
- 4 借主が本契約締結後、本契約期間開始前に借主の事情により本契約を解約したときは、借主は違約金として1ヶ月分の賃料相当額を貸主に支払わなければならない。

(契約の消滅)

第15条 本物件が法令若しくは公共事業の施行により使用禁止若しくは収去される場合、又は天災地変、火災、その他貸主借主双方の責めに帰さない事由により、本物件の全部が滅失し若しくは使用不能となった場合、本契約は、当然に消滅する。この場合、貸主及び借主は、互いに損害賠償責任を負わないものとする。

(明渡し及び原状回復)

第16条 借主は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件内の借主の所有物一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等も収去のうえ、本物件を明け渡さなければならない。この場合、借主は、明渡し日を事前に貸主に通知しなければならない。

- 2 本物件の明渡し後、貸主又は貸主の指定する管理業者等と借主は、原状回復箇所を立会いのもとで確認する。
- 3 借主は、標記(6)の特約条項を含め、別表第4の規定に基づき、原状回復費用を負担する。但し、原状回復に関する工事は、原状回復費用の負担区分にかかわらず、貸主の指定する業者に行う。
- 4 借主が明渡しを遅延した時は、借主は貸主に対し、本契約が解除された日、又は終了した日の翌日から明渡し完了の日までの間の遅延日数分の賃料及び共益費の2倍相当額を支払わなければならない。
- 5 借主は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退き料等その他名目の如何にかかわらず、貸主に対し一切の金員を請求しない。
- 6 借主は貸主の承諾を得て自己の負担によって行った本物件の改良に要した費用について、貸主に対し請求しない。
- 7 借主は、自己の負担によって本物件内に備え付けた諸造作、設備等について、貸主に対しその買い取りを請求しない。

(作業)

第17条 借主は、本物件の清掃等の作業を、貸主の指定する業者に請け負わせるものとする。

(立入り)

第18条 貸主は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、事前に借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒否することはできない。解約申入れ日より明渡し日までの間において、本物件の賃借希望者又は譲受希望者が下見をするときは、貸主は、事前に借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 3 貸主は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の場合において、事前に借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を借主に通知する。

(損害賠償)

第19条 借主又は入居者、関係者の故意又は過失により本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、借主は遅滞なくその旨を貸主及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。

- 2 借主と第三者との間で生じた貸主の関知しない損害賠償等については、理由の如何を問わず当事者間で問題を解決する。

(損害保険)

第20条 借主は、契約期間中、貸主の指示に従い損害保険に加入する。

(遅延損害金)

第21条 借主が本契約に基づく債務の支払いを延滞したときは、貸主は、延滞金額に対して年14.60%の割合で算定した遅延損害金(日割り計算による)を請求することができる。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約(更新された場合を含む)が存在する限り、本契約(本契約に付随して締結する合意書面も含む)から生じる借主の一切の債務を、標記(7)の極度額を限度として保証するものとする。

- 2 連帯保証人が欠けたとき、または保証人として不適当と貸主が認めたときは、借主は、貸主の請求に従い、直ちにその連帯保証人を貸主の承認する者に変更しなければならない。
- 3 連帯保証人に対する債務の履行請求がなされた場合、当該履行請求の効力は、借主にも及ぶものとする。
- 4 借主及び連帯保証人は、貸主が連帯保証人から民法458条の2に規定される情報の提供を求められた場合は当該情報を貸主又は貸主の指定する管理業者等より連帯保証人に提供すること、及び借主が期限の利益を喪失した場合は貸主又は貸主の指定する管理業者等が連帯保証人に対してその旨を通知することについて、それぞれ同意する。
- 5 借主は、連帯保証人(法人である場合を除く。)に対し、本契約締結日までに次に掲げる事項に関する情報提供をしたこと、及び当該条項が真実かつ正確であることを表明しかつ保証する。また、連帯保証人(法人である場合を除く。)は、本契約締結日までに次に掲げる事項に関する情報提供を受けたこと、及び事実と異なる情報の提供を受けていないことを表明し、かつ保証する。
 - (1) 借主の財産及び収支の状況
 - (2) 借主が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - (3) 借主が主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

(区分所有法の適用)

第23条 借主は、本物件が建物の区分所有等に関する法律に定めるところにより、区分所有権の目的にされている場合、同法に基づき次の各号が適用されることを予め確認した。

- (1) 借主は建物の保存に有害な行為その他建物の管理または使用に関し、区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。
- (2) 借主は建物又はその敷地若しくは付属施設の使用法につき、区分所有者が規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。
- (3) 借主は会議の目的たる事項につき利害関係を有する場合には、集会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 借主が第1号に規定する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には区分所有者の全員又は管理組合法人は区分所有者の共同の利益のため、その行為の停止等を請求できる。
- (5) 借主が第1号に規定する行為をし、区分所有者等の共同生活上の障害が著しい場合、区分所有者の全員又は管理組合法人は集会の決議に基づき、訴えをもって本契約の解除及び本物件の引渡を請求できる。

(守秘義務)

第24条 貸主及び借主又は入居者等は、第三者に対し理由の如何を問わず本契約の内容を一切漏らしてはならない。但し、貸主及び借主又は入居者は、本契約の条項を自らの会計監査人、税務・法律顧問に対して、又は法令の遵守のため要求されるその他の者乃至行政当局等に対して開示することができるものとする。

(遵守事項)

第25条 借主は、本物件及び本物件の属する建物に管理規約、使用規則等がある場合、それを遵守し、関係者、訪問者等に対してもこれを遵守させなければならない。また、借主は、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

(規定外事項)

第26条 貸主及び借主は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意を持って協議し、解決する。

(準拠法)

第27条 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

(合意管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟については、本物件所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上

別表第1(第9条第1項関係)

(1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造又は保管すること。
(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(3) 配管等設備機器類を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の視聴、大音量でピアノ等の楽器類の演奏を行うこと。
(5) 公序良俗に反し、他の入居者や近隣に迷惑となる行為をすること。
(6) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
(7) 過激な政治活動集団等の構成員を出入りさせ、住居・事務所として本物件を使用すること。又はそれらの看板等を室内外に掲示すること。
(8) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(9) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(10) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(11) ピアノ等の大型又は大音量の楽器類の持ち込み、設置をすること。

別表第2(第9条第2項関係)

(1) 本物件の全部又は一部につき、第三者に賃借権の譲渡、転貸、名義貸をすること。関係者以外の第三者に占有、管理させること。
(2) 借主以外の名称での表示・看板等の掲出、電話・FAX等の引き込みを行うこと。
(3) 本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え、又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと。
(4) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと又は看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
(5) 観賞用の小鳥・魚であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物を飼育すること。(別表第1(6)を除く)

別表第3(第9条第3項関係)

(1) 借主又は連帯保証人の氏名、商号、住所、本店所在地、代表者に変更があったとき。
(2) 借主の資本構成に重大な変更(株式譲渡、出資者の変更等)があったとき。
(3) 連帯保証人が死亡したとき。
(4) 借主又は連帯保証人が住所又は勤務先、緊急時の連絡先を変更した場合。
(5) 借主又は連帯保証人において破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てがあった場合。
(6) 借主又は連帯保証人について後見開始の申立て、保佐開始の申立て、若しくは補助開始の申立て及びこれらの審判があったとき。

別表第4(第16条関係)

【原状回復工事について】

本契約が終了する場合に借主が行う本物件の原状回復工事については、建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化)及び借主の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)のいかんにかかわらず、次のとおりとする。但し、標記(6)の特約条項の合意がある場合は、その内容によります。

1. 原状回復の範囲

原状回復の範囲は、貸室全般及び借主の要請による共用部分の変更部分とする。

2. 原状回復の内容及び仕様

①	内 装	床	床破損箇所補修・タイルカーペット全面張替。巾木は全面張替。
		壁	破損箇所補修のうえ、全面塗装またはクロス全面張替。 (ブラインドボックス、窓台、額縁等含む)
		天井	ボード破損箇所補修のうえ、全面塗装。 間仕切り・空調・照明等の移設・増設に伴い天井面を加工した場合、その部分は張替を行う。
②	扉	スチール扉全面塗装、入口シリンダーキーの交換。 増設または位置を変更した場合、引渡時の位置・仕様に復旧。	
③	電 気 設 備	二次配線撤去。電源増設または移設した場合は、引渡時の状態に復旧。	
	照 明 器 具	照明器具 器具清掃・管球交換。追加・撤去した照明器具は、引渡時の位置・仕様に復旧。	
④	空 調 機	吹出口、吸込口、内部等のクリーニング。 増設の場合は、増設空調・ダクト・配管・吹出口等付帯設備含め撤去。引渡時の位置に復旧。	
⑤	防 災 設 備	増設の場合は撤去。	
	防 犯 設 備	移設の場合は、引渡時の位置に復旧。	
⑥	ト イ レ	借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。	
⑦	給 湯 室	借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。	
⑧	エレベーターホール ・ 廊 下	床	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の床はタイルカーペット全面張替。
		壁	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の壁は、破損箇所補修のうえ、 全面塗装。
		天井	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の天井は、ボード破損箇所補修の うえ、全面塗装。
⑨	そ の 他	サッシ、ブラインドの破損箇所補修、及びクリーニング。 ブラインドは撤去または新設した場合、引渡時の仕様に交換、復旧。 貸室全体の工事後クリーニング。 全てのテナントサインの撤去。	

3. 借主が設置した造作・設備等

借主側で設置した造作・設備等及び借主側の要望により貸主が設置した造作・設備等を含め、全て撤去し、引渡し時の状態に回復する。

なお、造作・設備等を設置するために生じた瑕疵、原状変更箇所も引渡し時の状態に回復する。

賃貸借契約書・別紙特約条項

【1: (1) 賃貸借の目的物 面積の補足】

- ・床面積は実際利用出来る面積とは多少の誤差が出る場合もありますが現状での引渡しとし、賃貸料等の増減額は行わない事とする。

【2: (1) 賃貸借の目的物 契約書第3条 使用目的の補足】

- ・借主は本物件を契約書第3条『使用目的』記載の用途で利用する場合、建物用途、専有部の内装工事等について必要に応じ管轄消防署、保健所等、その他関係各官庁に最終確認・許可を取ると共に、本物件の防災関連設備、その他関連設備の追加・増設等、指導、指示された場合は借主の費用負担にて防災関連設備、その他関連設備の追加・増設工事等の対応を行う事とする。

【3: (3) 賃料等 契約書第4条賃料 5条共益費及び諸費用についての補足】

- ・賃料・共益費(共益費はその定めがある場合)のお支払いに伴い請求書の発行は行わないものとする。
- ・賃料・共益費(共益費はその定めがある場合)、その他消費税がかかる費用について、消費税率が法改正等により変更があった場合、改正後の税率により支払いを為すものとする。

【4: 契約書第10条 内装造作諸設備工事等についての補足】

- ・専有部の内装工事等について必要に応じ管轄消防署、保健所等、その他関係各官庁に最終確認・許可を取ると共に、本物件の防災関連設備、その他関連設備の追加・増設等、指導、指示された場合は借主の費用負担にて防災関連設備、その他関連設備の追加・増設工事等の対応を行う事とする。

【5: 契約書第11条 修繕についての補足】

- ・借主の責によらない事由により本件建物の躯体・構造体部分(リフト・シャッター設備は躯体部分に含む)に損傷等により修繕等を行う必要が生じた場合は貸主の負担で行う事とする。
- ・修繕・改造工事に関して、工事区分、工事費負担が不明瞭な場合はその都度、貸主・借主共に誠意を持って工事区分、工事費負担を決定する事とする。

【6: 契約書第12条 契約の解除についての補足】

- ・本契約第12条(1)及び(2)の支払義務を借主が2ヶ月以上連続して履行せず、積極的に履行する意思が確認出来ない場合、貸主は本賃貸借契約が存続するだけの信頼関係が失われたものとして、即刻、本契約を解除することが出来る。

【7: 契約書第16条 明渡し及び原状回復についての補足】

- ・第16条の定めに関わらず、借主が賃貸借契約日以降に新設・付加した内装諸設備については退去時に原状回復工事の対象とする。但し、貸主が免除した内容・項目においては免除の対象とする。
- ・原則: 引渡し時の現状有姿と同程度の状態で明渡しとする。
- ・原状回復義務の範囲、回復義務の負担が不明瞭な場合は貸主借主協議の上、その範囲、回復義務の負担を決定することとする。

【8: 引渡し状態及び内装諸設備について】

- ・本物件は原則として、現状での引渡しとする。本物件内にある照明等内装諸設備の修理、調整、維持管理、取替えに要する費用は全て借主負担とする。尚、移設・撤去する場合は事前に貸主の承諾を得る必要があることとする。

【9: 契約書第17条 作業についての補足】

- ・全文削除とする。

【10: 本契約書 第18条 立入りに関する補足】

- ・借主は、正面入口扉の鍵を取り換えた場合、その鍵(1本)を貸主に預けるものとする。

【11: 本契約書 第19条 損害保険についての補足】

- ・借主は、借主の選択する損害保険に加入することができるものとし、保険証書の写しを貸主に提出するものとする。

【12: 周辺テナントからのクレームについて】

- ・本物件を借主が利用するにあたり、近隣テナントからのクレーム(借主が利用する為に発生するクレーム)に関しては借主は誠意を持って迅速にクレームに対する解決手段を講じる事とする。

<次ページに続く>

【13:賃料以外の諸費用等について】

- ・電気・ガス・ごみ処理等の費用に関しては、各事業主との直接契約とし、賃貸借契約開始日までに開栓手続き等を行う事とする。

【14:その他特約事項】

- ・本物件及び本物件敷地内の看板設置に関して、借主は、貸主及び関係官庁と協議を行い、法令を遵守した上で設置するものとする。また、看板設置にかかる費用については、借主の負担にて行うものとする。
- ・ごみ等の処理は借主個別に業者の手配・処理を行うこととする。また、建物前面へごみを出す場合は、カラスや害虫等の対策を行うこととする。
- ・本物件にセキュリティ設備無。建物破壊を伴う不法侵入等による犯罪に対しての防犯上・保安上の管理は借主負担とする。
- ・借主が大阪府議会議員堺市東区選挙区補欠選挙にて当選し、中長期的に本物件を使用することとなった場合、借主は株式会社Casaとの間で支払うべき賃料等の債務を保証する為に保証委託契約を締結し、その費用を更新料も含め借主が支払う事とする。株式会社Casaとの保証委託契約は本物件の賃貸借契約が継続している間は加入する事とする。
初回保証委託料 70,400円(非課税)
年間保証料 10,000円/年(非課税)

【15:個人情報の取り扱いについて】

- ・貸主と借主は、住友不動産販売株式会社が貸主、借主より取得する個人情報の利用目的、第三者への提供の内容について、別紙「個人情報のお取り扱いについて」を受領し、その説明を受けました。
- 以下、余白。

事務所（使用）状況報告書

事務所 12/25 ~

会派の名称・議員氏名

松木 僚

管理責任者 (議員名)	松木 僚		
事務所名	松木 僚事務所		
所在地	〒 大阪府堺市 TEL		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所（賃貸借契約先 ）		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等（関係団体）	
延べ面積	55.62 m ²	賃借料	月額 65,000 円 (政務活動費充当額 52,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 44.496 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80 % ☒ 水道代・・・ 80 % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80 % ☐ その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	80%	月額 11000 円 (政務活動費充当額 8800 円)
		【所在地】 大阪府堺市東区野尻 551-6 1 番	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物 賃貸借契約書

店舗

貸主

様

借主

松木 僚

様

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	
所在地(住居表示)	大阪府堺市
構 造 ・ 規 模	木造瓦葺・陸屋根2階建
用 途	事務所
契 約 面 積	1～2 階部分 55.62 m ²

(2) 使用目的

市政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024 年 12 月 25 日 から	2 年 月間	
終期	2026 年 12 月 24 日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 65,000 円 (内消費税等 5,909 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 0 円 (内消費税等 円 ・ 税率 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
	円
礼 金	130,000 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☐ 振込 ☒ 口座引落し
	振込先金融機関名・支店名 紀陽銀行 中もず支店 口座種別 普通
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所	大阪府和泉市		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額		円
-----	--	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	株式会社USEN TRUST	電話	()
	所在地	東京都品川区上大崎3丁目1-1 目黒セントラルスクエア		
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣	第	号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

別紙参照

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

貸主	住所	和泉市	2024年12月24日
	氏名		電話番号
借主	住所	大阪府堺市	
	氏名	松本 隆	電話番号
連帯保証人	住所	宮崎県日向市	
	氏名		電話番号
	極度額	円	※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号 大阪府知事 (1) 第 63193 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 大阪府泉大津市森町1丁目9-21

事務所所在地

商号 株式会社 クヴェレカンパニー

商号

代表者等 日下 由美

代表者等

登録番号 (大阪) 第 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 日下 由美

宅地建物取引士

不動産賃貸借契約条項

締結)

貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

的)

借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

間)

本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

.)

借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「共用部分の維持管理費」条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

または敷金)

借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または引、賃料・共益費等の滞納、第28条に

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(8)の更新料額の定めがあるときは、頭書(8)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 頭書(4)記載の賃料等の金額には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)を含むものとします。

- 2 本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、借主は、貸主に対し、変更後の消費税率に従った金額を賃料等として支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、事業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。

借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
- 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
- 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
- 六 衛生上有害となる行為を行うこと
- 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
- 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
- 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
- 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
- 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

【および設備の新設等】

借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付
- 四 看板および広告設備の設置
- 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。

借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。

借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し33当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

- Ⅰ 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- Ⅱ 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- Ⅲ 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- Ⅰ 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- Ⅱ 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- Ⅲ 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- Ⅳ 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- Ⅴ 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- Ⅵ 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- Ⅶ 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- Ⅷ 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- Ⅸ 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- Ⅹ その他本契約の各条項に違反したとき

主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害賠償を請求することはできません。

- Ⅰ 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- Ⅱ 第12条第2項の規定に反した場合
- Ⅲ 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- Ⅳ 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合等による賃料等の減額等)

Ⅰ 物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

Ⅱ 物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

約)

Ⅰ 契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

Ⅱ 契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。

3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。

一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報

二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額

三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額

6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。

7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

一 財産および収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

第32条 頭書(7)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

(協議)

第33条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第34条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第35条 第34条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

契約書 特約(追記)

⑤期間中は借主又は入居者にて貸主指定の賃貸保証会社に参加する事。本賃貸借契約期間中は株式会社
の保証委託契約を継続するものとする。尚、保証委託契約にかかる費用(初回/総額賃料100%・更新料/変動・
0円/月)は借主の負担とする。又、保証委託契約が何らかの事由により契約が消滅した場合、即時他の保証会社
と契約を締結するものとし、その費用は借主負担とする。入居後の賃料等は貸主指定の金融機関を使用し、毎月末
に賃料等を口座引落としとする。

⑥期間中は借家人賠償責任特約付き火災保険契約を継続するものとする。尚、火災保険契約にかかる費用は借

主が請求書発行事業者が否かに拘わらず、当該賃貸借契約に付随する消費税の減税又は免税等の対応はできませ
ば消費税法が改正された場合、消費税率は借主への通知なく当然に変更されます。

⑦騒動に関し、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならないものとし、第三者からの苦情等の申出
は、借主の責任と負担において、速やかにこれを解決しなければならない。なお、貸主は一切の責任と負担を負わ
ず、また、再三の指摘にも対応せず、改善されない場合は貸主は契約解除できるものとする。

⑧工事の内装、その他工事を行う際には予め工事内容が確認できる資料(工事図面等)を提出し、貸主の承諾を得て

⑨借物件を「建設業事務所」として使用するにあたり、所轄する監督県庁による規制及び消防法に基づく消防署等
の指導に従って借主自ら確認して対応するものとし、定められた届出を行い、許可を得た上で営業行為を行うこと。借主がこれ
を怠り、営業行為の開始及び営業継続できない事態に至った場合、借主は貸主及び仲介業者に対して何ら
かの責任を負うものとする。

⑩防火法を遵守し、借主にて調査し、管轄する消防局へ使用開始等、営業に必要な書類等を借主によって提
出するものとする。これらに要する費用は借主の負担とする。

⑪本市は都市計画区域の内「第二種住居地域」「準防火地域」に存する事を借主は予め承知するものとする。

⑫本市は屋外広告物区域の内「第一種許可区域」に存する事を借主は予め承知するものとする。

⑬本市は現時点では津波災害警戒区域の指定はありませんが、今後都道府県が区域を指定する場合があります

⑭敷地及び周辺土地建物は第三者の所有であり、将来周辺の環境(日影・眺望・通風・採光・電波受信等)は変更する
ことを予めご了承ください。

⑮借主の6ヶ月前迄に、借主は3ヶ月前に文書で申し入れる事により契約を解除する事が出来る。尚、左記の予告期
間、借主は、その申入れ日の3ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。日割計算はしないものとする。

⑯借主の6ヶ月前迄に、借主は3ヶ月前迄に相手方に対し、書面による更新しない旨の申し出を行わない限り、本賃
借期間自動更新され、以後も同様とする。

⑰ゴミについては、借主の責任と負担において処理するものとする。尚、ゴミ収集までの間は、室外にて保管する

⑱際には、水洗用トイレトーパー以外を使用しないこととする。ティッシュペーパー・紙おむつ・たばこの吸殻等
は排水口の詰まりやその他の設備に故障が生じる可能性があります。

⑲インターネット使用、ケーブルテレビ等にかかる諸費用は全て借主の負担とする。又、左記手
続において行うものとする。

⑳シンク・シャワー便座については残置物であり、貸主は性能保証及び修理はしないものとする。借主は各残置
物を撤去できるものとし、その費用および古い残置物の撤去・廃棄費用は借主で負担し、貸主に請求しない。但
し、報告を貸主にしたうえで、行うものとする。また、本物件から借主が退去する際、貸主は前記の破棄した残置物の
撤去を依頼するものとする。前記で取替えた設備は、本物件から借主が退去する際に借主はこれを撤去することができる。

㉑借主は本物件に付加した看板や設備等を借主の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗
を回復しなければならない。但し、貸主との協議の結果、付加した設備の残置が認められる時はこの限りではない。

㉒借主は、免除した什器・備品等の一切の買取請求権を借主は放棄するものとする。借主が賃借後に行った工事で
借主の工事業者にて原状回復の施工を行うことを貸主は承諾するものとする。

㉓借主は、修繕することなくおこなわれた修繕についての費用は貸主に請求することができない。

㉔借主(使用人・利用者等を含む)の故意・過失による損害は借主が賠償する。

㉕借主は勝手に変更してはならないものとする。事前に貸主(管理者)に承諾の上、スペアキーを渡さなければならない。

㉖貸主は全ての鍵の内1本でも貸主に返却できなかった場合は、紛失の本数にかかわらず鍵交換費用として20,000円
を負担するものとする。

㉗賃料は、平面図より簡易計算した面積の為、実測した際、契約面積と差異があったとしてもそれに伴う賃料の増減、
はしないものとする。

㉘主、借主、連帯保証人の署名、押印が全て完了した時点で効力を有するものとする。

㉙物件の一部が利用できなくなったときは直ちに貸主に通知するものとし、貸主は借主と協議の上、利用不能部分
とするものとする。借主が上記の通知をするまでは、利用不能部分があっても賃料は減額されないものとする。但し、

㉚し、貸主は構造躯体(損傷・損耗・毀損等)・雨漏り以外は一切の責任を負わないものとする。

㉛借主は、修繕することなくおこなわれた修繕についての費用は貸主に請求することができない。

㉜物件の一部が利用できなくなったときは直ちに貸主に通知するものとし、貸主は借主と協議の上、利用不能部分
とするものとする。借主が上記の通知をするまでは、利用不能部分があっても賃料は減額されないものとする。

㉝おける解約の場合は、違約金として月額賃料の2ヵ月分、半年以上1年未満のおける解約の場合は月額賃料の1ヵ
月分、1年以上のおける解約の場合は月額賃料の2ヵ月分を支払うものとする。

㉞紛争を巡る紛争は、貸主が指定する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とする。

㉟

鍵預かり証

2024 年 12 月 28 日

様

この おり、お預かりしました。

目名	本数	備考
キー	1	
1-1	1	

引渡しの際、お預かりした鍵（複製した鍵も全て）をご返却致します。

大阪府堺市



松木 保



本通知書提出後は解約日の変更はできません

解約日が確実に決まりましたら下記に必要事項を記入のうえ当社宛にご送付ください

解約通知書

年 月 日

貸主 様

私は現在賃借中の下記物件について下記解約日をもって賃貸借契約を解約し本物件を明渡したくご通知いたします。尚 明渡しに際しては公共料金等を清算し家財一切を搬出し鍵(複製鍵を含む)をすべて返却いたします。

万一不履行の場合は別紙契約書に基づきいかなる処置を取られても異議を申し立て致しません。

物件名			
解約理由			
解約日	* 解約日無記入の場合解約通知を受けたことになりませんので必ずご記入ください 年 月 日 までの賃料等のお支払いを致します		
明渡日	* 明渡当日は当社担当が立ち会い鍵の返却を受けます * 明渡確認書に署名・捺印をいただきますので認印をご用意下さい 年 月 日 時 分 に部屋を明渡し致します		
契約者住所	〒		
契約者名	TEL: ()		
勤務先名	TEL: ()		
入居者 (法人の時)	入居者名:	自宅 TEL:	()

【敷金返還金振込先】

振込先金融機関名・支店名			
口座種別		口座番号	
口座名義人・フリガナ			

【転居先】

住所			
TEL	()		

契約金明細書

松木 億

様

物件名

- 号室

◎賃貸の条件

敷金	0円	駐車場敷金	×	契約日	2024年12月28日
礼金	130,000円	駐車場礼金	×	家賃発生日	2024年12月25日
家賃	65,000円	駐車場代	×	翌月分賃料	有
共益費	0円	自治会費等	個別加入	入居日	2024年12月25日
水道代	実費	火災保険	×		

◎契約時必要書類

△借主	・所得証明 ・住民票 ・顔写真	契約時に ご捺印頂く印鑑 認印
△保証人	・印鑑証明書	銀行印 実印
△同居者様 (全員分)		

◎残金明細

家賃発生日

12月25日 ~

敷金	契約時	- 円	
礼金	契約時	130,000 円	
家賃	12月分	14,678 円	7 日分
	1月分	65,000 円	
共益費	12月分	0 円	7 日分
	1月分	0 円	
水道代	12月分	円	7 日分
	月分	円	
自治会費等	12月分	円	7 日分
	月分	円	
駐車場敷金	契約時	円	
駐車場礼金	契約時	円	
駐車場代	12月分	円	7 日分
	月分	円	
仲介手数料	契約時	65,000 円	
駐車場契約費用	契約時	円	
火災保険	入居時	別途加入 円	
鍵交換費用	契約時	円	
保証委託料	入居時	65,000 円	更新・変動
消毒施工費用	入居時	円	
		円	
		円	
合計		339,678 円	
申込証拠金		円	
		円	
契約残金		339,678 円	にお預り予定

◎契約金振込先 ※振込手数料は、ご契約者様にてご負担下さい。

大阪信用金庫 宿院支店 (普通) No.

名義人:株式会社クヴェレカンパニー 代表取締役 日下 由美

ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡くださいませ。

大阪府泉大津市森町1丁目9-21
源泉商事(株)クヴェレカンパニー

42

tel: 0725-58-8338

担当

(お客様控)

重要事項説明書

借主 松木 僚 様

宅地建物取引業法第35条および第35条の2の規定に基づき、以下の不動産の各項目の内容について次のとおりご説明いたします。この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いいたします。
本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に■印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。■印のない口欄、または線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

取引態様	■ 媒介 ・ □ 代理	取引態様	□ 媒介 ・ □ 代理
免許証番号	大阪府知事 (1) 第 63193 号	免許証番号	第 号
主たる事務所の所在地	大阪府泉大津市森町1丁目9-21	主たる事務所の所在地	
電話番号	0725 (58) 8338	電話番号	()
商号または名称	株式会社 クヴェレカンパニー	商号または名称	
代表者氏名	日下 由美	代表者氏名	
登録番号	(大阪) 第 97143 号	登録番号	第 号
氏名	日下 由美	氏名	
業務に従事する事務所名	株式会社 クヴェレカンパニー 本店	業務に従事する事務所名	
業務に従事する事務所所在地	大阪府泉大津市森町1丁目9-21	業務に従事する事務所所在地	
電話番号	0725 (58) 8338	電話番号	()
☒ (1) 宅地建物取引業保証協会の社員		☐ (1) 宅地建物取引業保証協会の社員	
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3番30号 全日会館	宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	
宅地建物取引業保証協会の所属地方本部名称・所在地	公益社団法人不動産保証協会大阪府本部 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番26号 全日大阪会館	宅地建物取引業保証協会の所属地方本部名称・所在地	
弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎	弁済業務保証金の供託所・所在地	
☐ (2) 供託所に営業保証金を供託		☐ (2) 供託所に営業保証金を供託	
営業保証金の供託所およびその所在地		営業保証金の供託所およびその所在地	

上記宅地建物取引士から取引士証の提示のもとに、以下の不動産の各項目について重要事項の説明を受け、説明書を受領しました。

借主

2024年 12月 24日

住所

大阪府堺市

氏名

松木 僚

目 次(重要事項説明書の全体像)

○ 取引の態様	P.1
○ 取引に関与する宅地建物取引業者および説明する宅地建物取引士の記載	P.1
○ 供託所等に関する説明	P.1
A 建物の表示	P.3
B 貸主の表示	P.3
I 対象となる建物に直接関係する事項	
1. 登記記録に記録された事項	P.3
2. 法令に基づく制限の概要	P.3
3. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況	P.4
4. 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)	P.4
5. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)	P.4
6. 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)	P.4
7. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か	P.5
8. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か	P.5
9. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か	P.5
10. 水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該建物の所在地(位置)	P.5
11. 石綿(アスベスト)使用調査の内容	P.6
12. 耐震診断の内容	P.6
II 取引条件に関する事項	
1. 借賃および借賃以外に授受される金額	P.6
2. 契約の解除に関する事項	P.6
3. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項	P.7
4. 支払金または預り金の保全措置の概要	P.8
5. 契約期間および更新に関する事項	P.8
6. 用途その他の利用の制限に関する事項	P.8
7. 保証金(敷金)等の精算に関する事項	P.8
8. 管理の委託先	P.8
9. 建物の敷地が借地の場合	P.9
III その他重要な事項	P.9
IV 添付書類	P.9
V 備考	P.10

本重要事項説明書は、以下に記載の不動産について、当該不動産を借りようとする者があらかじめ知っておくべき最小限の事項を列記したものです。宅地建物取引業法第35条には、宅地建物取引業者の義務として、宅地建物取引士によって書面を交付して説明しなければならない一定の事項が掲げられており、重要事項説明書はこの義務に対応するものです。

重要事項説明の内容は大別すると「I 対象となる建物に直接関係する事項」と「II 取引条件に関する事項」に分けられます。なお、宅地建物取引業法第35条以外に同法第34条第2項および第35条の2で説明が義務付けられている事項を、冒頭および「III その他重要な事項」で併せて説明いたします。

いずれも取引に当たっての判断に影響を与える重要な事項ですので、説明をよくお聞きいただき、十分御理解の上、意思決定を下さるようお願いいたします。

A 建物の表示

名 称	
所在地(住居表示)	大阪府堺市
構造・規模	木造瓦葺・陸屋根2階建
用 途	事務所
契約面積	1~2 階部分 55.62 m ²
建築時期	昭和 42 年 4 月新築 (大規模修繕を 年実施) ・ □ 不詳
備 考	

B 貸主の表示 (■ 1.登記簿記載の所有者と同じ ・ □ 2.登記簿記載の所有者と異なる)

住 所	大阪府和泉市
氏 名	
備 考	

1 対象となる建物に直接関係する事項

1. 登記記録に記録された事項

(令和 6 年 月 日現在)

所有権 (第 1 項)	住 所	大阪府和泉市
	氏 名	
	所有権にかかる 権利に関する事項 (□ 有 ・ ■ 無)	
所有権以外の 権利に関する事項 (□ 有 ・ ■ 無)		
	備 考	
【抵当権・根抵当権が設定されている場合】本物件には抵当権(または根抵当権)が設定されているため、仮に抵当権(根抵当権)が実行され、競売による家主の交代があった場合、競落人への所有権移転の時から6ヶ月間はそのまま賃借することができます(この間は、家賃相当額を新しい家主に対して支払うことになります)。なお、保証金(敷金)返還は、元の家主に対して請求することになります。		

2. 法令に基づく制限の概要

☐ 1.新住宅市街地開発法	☐ 2.新都市基盤整備法	☐ 3.流通業務市街地整備法	☐
新住宅・店舗・事務所・倉庫その他の用途によって、別に法令の制限等を受けることがあります。その場合には、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要となりますので、あらかじめご承知おき下さい。			

3. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

	直ちに利用可能な施設	施設の整備予定及び負担金等	備 考
① 飲用水	☒ 1. 公営水道 ☐ 2. 私営水道 ☐ 3. 井戸 ☐ 4. 無	☒ 無・ ☐ 有 年 月頃 円	
② 電 気	小売電気事業者名 関西電力	☒ 無・ ☐ 有 年 月頃 円	☐ 特定の小売電気事業者と供給契約を締結しなければならない場合、その事業者の連絡先等 住所: 連絡先: ()
③ ガ ス	☒ 1. 都市ガス (ガス) ☐ 2. 個別プロパン ☐ 3. 集中プロパン ☐ 4. 無	☒ 無・ ☐ 有 年 月頃 円	☐ 個別・集中プロパンガスの場合、その事業者名と連絡先等 事業者名: 住所: 連絡先: ()
④ 排 水	☒ 1. 公共下水 ☐ 2. 個別浄化槽 ☐ 3. 集中浄化槽 ☐ 4. 汲取式 ☐ 5. 無	☒ 無・ ☐ 有 年 月頃 円	

4. 建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

☐ 別紙にて説明します	☒ 未完成物件に該当しないので、説明を省略します。
------------------------------------	---

5. 建物状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）（☐ 該当する・☒ 該当しないので説明を省略します）

建物状況調査の実施の有無（1年（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等）にあっては、2年）以内に実施している場合）	☐ 有・ ☐ 無
建物状況調査の結果の概要	

6. 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

専有部分の設備等	有・無	型 式 ・ 内 容 等
1. 電 気	☒ 有・ ☐ 無	
2. ガ ス	☒ 有・ ☐ 無	
3. 給排水	☒ 有・ ☐ 無	
4. 空 調	☐ 有・ ☒ 無	

いばな

等

5.	通 信	☐ 有・ ☐ 無	
6.	防 災	☐ 有・ ☐ 無	
7.		☐ 有・ ☐ 無	
8.		☐ 有・ ☐ 無	
9.		☐ 有・ ☐ 無	
10.		☐ 有・ ☐ 無	
11.		☐ 有・ ☐ 無	
利用部分の設備・施設等		有・無	利用の可否・内容等
1.	エレベーター	☐ 有・ ☐ 無	基
2.	オートロック	☐ 有・ ☐ 無	
3.	メールボックス	☐ 有・ ☐ 無	
4.	宅配ボックス	☐ 有・ ☐ 無	
5.	駐車場	☐ 有・ ☐ 無	利用 ☐ 可 (月額 円)・ ☐ 不可
6.	駐輪場	☐ 有・ ☐ 無	利用 ☐ 可 (月額 円)・ ☐ 不可
7.	バイク置場	☐ 有・ ☐ 無	利用 ☐ 可 (月額 円)・ ☐ 不可
8.		☐ 有・ ☐ 無	
9.		☐ 有・ ☐ 無	

7. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅造成及び特定盛土等規制法	造成宅地防災区域	☐ 外・ ☐ 内 →内の場合には後記説明へ
---------------	----------	---

8. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	1.土砂災害警戒区域	☐ 外・ ☐ 内 →内の場合には2.および後記説明へ
	2.土砂災害特別警戒区域	☐ 外・ ☐ 内 →内の場合には後記説明へ

9. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくり法	1.津波災害警戒区域	☐ 外・ ☐ 内 →内の場合には2.および後記説明へ
	2.津波災害特別警戒区域	☐ 外・ ☐ 内 →内の場合には後記説明へ

10. 水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該建物の所在地(位置)

水害ハザードマップの有無	洪水	☐ 有・ ☐ 無	雨水出水(内水)	☐ 有・ ☐ 無
	高潮	☐ 有・ ☐ 無		
水害ハザードマップにおける建物の所在地(位置)				

11. 石綿(アスベスト)使用調査の内容

照会先	☒ 貸主 ・ ☐ 管理会社 () ・ ☐ 施工会社 () ☐ その他 ()
記録の有無	☐ 有 別添資料のとおり、調査の記録が保存されています(別添資料を参照下さい)。 ☒ 無 現在すでに建築されている多くの建物には、石綿(アスベスト)を含有している建材が一般的に使用されていた時期があり、対象不動産にもアスベスト含有建材が使用されている可能性があります。建材に含まれているアスベストは繊維が固定されているため、日常生活の中では飛散することはない、通常の使用においては健康に被害を及ぼすものではないと言われています。ただし、増・改築やリフォーム、解体時にはこれらの建材のアスベストを飛散させないよう、「石綿障害予防規則」(平成17年7月1日施行)、その他の関係諸法令に則り、専門業者による適切な施工と産業廃棄物処理が必要となり、そのための費用が必要となります。

12. 耐震診断の内容 (☒ 該当する・ ☐ 該当しないので説明を省略します)

耐震診断の有無	☐ 有 ・ ☒ 無 ※耐震診断の記録がある場合、その内容はV備考に記載します
※当該建物の建築確認通知書(確認済証)または検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。なお、建築確認通知書(確認済証)または検査済証がない場合には、以下のとおりとなります。 ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。 ・事業の用に供する建物もしくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。	

II 取引条件に関する事項

1. 借賃および借賃以外に授受される金額

	授 受 の 目 的	金 額	備 考
1.	賃 料	月額 65,000 円	(内消費税等 6,181 円 ・ 税率 10 %)
2.	共益費(管理費)	月額 0 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)
3.	保証金(敷金)	0 円	賃料の ヶ月相当額
4.		円	
5.		円	
6.	礼 金	円	
支 払 時 期		支 払 方 法	
翌月分を 毎月 末 日までに		☐ 振込 ☒ 口座引落し	
※敷金または保証金の返還に際し、返還率・金額等の定めがある場合には、後記7.保証金(敷金)等の精算に関する事項を参照下さい。			

2. 契約の解除に関する事項

1 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合、相当の期間を定めてその履行を催告した上で、その期間内に当該義務が履行されないとき、契約を解除することができます。 ① 賃料、共益費(管理費)、更新料等を支払わなかった場合 ② 借主の責めにより必要となった修繕費用負担義務を支払わなかった場合 ③ その他契約書(案)に規定する借主の費用支払義務を怠った場合 2 貸主は、借主において次のいずれかの事象が生じた場合、相当の期間を定めてその事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、契約の継続が困難であると認められるに至ったとき、契約を解除することができます。 ① 本物件の使用目的遵守義務に反した場合 ② 衛生上有害となる行為を行った場合 ③ 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行った場合
--

- ④ 本物件内で居住または宿泊を行った場合
- ⑤ 本物件内に危険物を持ち込んだ場合
- ⑥ 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含む。)した場合
- ⑦ 階段、廊下等の共用部分に物品を置いた場合
- ⑧ 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示した場合
- ⑨ 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行った場合
- ⑩ 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があった場合
- ⑪ 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者(以下「関係者等」という。)に、共同利用および共同生活を乱す行為があった場合
- ⑫ 契約書(案)または契約書(案)に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- ⑬ 借主またはその関係者等において自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があった場合
- ⑭ 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があった場合
- ⑮ 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続等の手続があった場合
- ⑯ 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けた場合
- ⑰ その他契約書(案)の各条項に違反した場合(ただし下記3にあたるものを除く)

3 貸主は、借主またはその関係者等において次のいずれかの事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合、何らの催告を要せず即時本契約を解除することができます。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ないしはこれらの者の支配下にある者であることが判明した場合
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力であることが判明した場合
- ③ 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結したことが判明した場合
- ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行った場合
- ⑤ 自らまたは第三者を利用して、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行った場合
- ⑥ 本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡・転貸した場合
- ⑦ 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含む。)-転貸(同居、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む。)した場合
- ⑧ 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行った場合
- ⑨ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供した場合
- ⑩ 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせた場合
- ⑪ 本物件を、危険薬物の販売等の用に供した場合
- ⑫ 本物件を、特殊詐欺の用に供した場合
- ⑬ 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供した場合
- ⑭ 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

4 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用できなくなった場合には、当然に終了します。また、借主が死亡したときや解散したとき、または事業を継続する見込みがないときには、終了します。

5. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

定の ☐ 無 ☐ 有

4. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか	☐ 1. 講じる・ ☒ 2. 講じない	保全措置を講じる機関	
--------------	--	------------	--

5. 契約期間および更新に関する事項

契約の種類	普通建物賃貸借契約		
契約期間	(始期) 2024 年 12 月 25 日 ~ (終期) 2026 年 12 月 24 日まで (2 年 月間)		
契約の更新に関する事項	☒ 普通建物賃貸借契約では更新することができます。ただし、貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。 ☐		
更新料に関する事項	更新料の有無	☐ 有・ ☒ 無	
	更新料有の場合	本契約が更新された場合、借主は貸主に対し下記の更新料を支払っていただきます。 ☐ 新賃料の ヶ月分・ ☐ 円	

6. 用途その他の利用の制限に関する事項

制限項目	1.	用途制限	☒ 事務所専用 ☐ 店舗専用 ☐ 倉庫専用 ☐
	2.	使用目的	市政事務所
	3.	改修工事等の制限	書面にて提出、貸主の事前承諾要
	4.		
	5.		

7. 保証金(敷金)等の精算に関する事項

--

8. 管理の委託先

(1) 対象不動産が区分所有建物の場合、その建物一棟の管理の委託先

管理委託先	名称		電話	()	
	所在			管理担当者	
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第46条第1項第2号の登録番号			国土交通大臣	第	号

業主等が対象不動産の管理を委託している場合、その委託先

名称		電話	()
所在地		管理担当者	
建設省での登録業務等の適正化に関する法律第5条第1項第2号の登録番号		国土交通大臣	第 号

敷地の所在地が借地の場合 (☐ 該当する・ ☒ 該当しないので説明を省略します)

借地権の期間	期限	年	月	日まで	※借地権の内容は別添土地賃貸借契約書を参照下さい
--------	----	---	---	-----	--------------------------

題 号の重要な事項

④ 本質的保証人として資本指定の實質保証会社に加入する事。本質借契約期間中は株式会社USEN TRUSTとの保証委託契約を継続するものとする。尚、保証委託契約にかかる費用(初回/毎月)は借主の負担とする。又、保証委託契約が何らかの事由により契約が消滅した場合、即時他の保証会社との保証委託契約を締結するものとし、その費用は借主負担とする。

尚、火災保険契約にかかる費用は借主の負担とする。

[illegible]

また、第三の指図にも対応せず、改善されない場合は買主は契約解除できるものとする。

また、事業所において使用するにあたり、所轄する監督県庁による規制及び消防法に基づく消防署等からの指示内容を借主自ら確認して対応するものとし、定められた圖出を行い、許可を得た上

また、信主が「信託の目的を達成する手段として必要と認められる範囲で、信託財産の処分権を行使し、信託財産の増減を決定する権利を有する」と規定している。これは、信託の目的を達成するために必要と認められる範囲で、信託財産の処分権を行使し、信託財産の増減を決定する権利を有する旨を規定している。これは、信託の目的を達成するために必要と認められる範囲で、信託財産の処分権を行使し、信託財産の増減を決定する権利を有する旨を規定している。

第二項生息地が準防火地域に存する事を借主は予め承知するものとする。

② 本市に所在する河川（第一種河川区域）に存する事を地主は予め承知するものとする。

※なお、国庫支出金は、指定区域の指定はありませんが、今後都道府県が区域を指定する場合があります。

※撮影・編集は本誌編集部で行い、将来周辺の環境(日影・眺望・通風・採光・電磁界等)は変更する可能性があることを予めご了承ください。

[illegible]

借主は1ヶ月単位に相手方に對し、書面による更新しない旨の申し出を行わない限り、本賃貸借契約は2年間自動更新され、以後も同様とする。

また、衛生の観点と費用の点から見て処理するものとする。尚、ゴミ収集までの間は、室外にて保管するものとする。

③ 紙類(新聞・雑誌)は資源物として分別回収し、資源物の利用に供することとする。ティッシュペーパー、紙おむつ、たばこの吸い殻等を焼却します。配水管の詰まりやその他の設備に故障が生じる可能性があります。

○インターネット使用、ケーブルテレビ等にかかる諸費用は全て借主の負担とする。又、右記手続きは借主の責任において行うものとする。

※本機は中古品であり、保証書には記載されていません。また、一部部品は消耗品のため、修理の際は交換が必要となります。

貸主は、本物件を賃主にしたうえで、行うものとする。また、本物件から借主が退去する際、貸主は前記の破棄した残置物の原状回復を求めない。前記で取替えた設備は、本物件から借主が退去する際に返却することとする。

敷地及び建物に付した電線や設備等は借主の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、原状回復をしなければならない。但し、貸主との協議の結果、付加した設備の種類が

その場合、借主は借主が所有する土地・建物等の一切の買取請求権を借主は放棄するものとする。借主が賃借後に行った工事部分に関しては、借主の工事業者にて原状回復の施工を行う

[illegible]

④ 損害賠償請求権の消滅時効は、損害賠償請求権が成立した時から起算する。ただし、損害賠償請求権が成立した時から起算するのではなく、損害賠償請求権が成立した時から起算する。

また、貸主(管理者)に承諾の上、スペアキーを渡さなければならない。貸主から貸与された全ての鍵の内1本でも貸主に返却できなかった場合は、紛失の本数にかか

② 知財官署を食害するものとする。

契約締結後、前条第1項に規定した事項の増減、契約面積と差異があつたとしてもそれに伴う資料の増減、解約等はできないものとする。

借主が上記の通知をするまでは、利用不能部分があっても賃料

● 雨漏り以外の一切の責任を負わないものとする。

また、機主が利用不能部分について貸主に請求することができない。また、機主が利用不能部分について貸主に通知するものと、貸主は機主と協議の上、利用不能部分の割合を確定するものとする。機主が上記の通知をするまでは、利用不能部分があっても賃料

利用不能部分の割合を確定するものとする。借主が上記の通知をするまで、利用不能部分があつても賃料

また、借主は、借入期間中に、借入金の返済に遅延した場合、遅延した期間の借入金の元金に遅延損害金（年率10%）を支払うものとする。

第三、第四の二に、第三が指定する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とする。

電話：02-2652-1111

書 類 名	No.	書 類 名
建物賃貸借契約書(案)	11	
ハザードマップ	12	
都市計画	13	
屋外広告	14	
	15	
	16	
	17	
	18	
	19	
	20	

保証委託契約書

管理 コード	1093597
-----------	---------

以下の賃借人と保証会社は、「テナント家賃保証 保証委託契約約款」、「個人情報の取扱いに関する条項」及び「反社会的勢力排除に関する条項」に基づき、保証会社が提供する家賃保証サービスについて保証委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

契約日（保証開始日）	2024/12/25	賃料等送金開始対象年月	2025/02
------------	------------	-------------	---------

※「賃料等」とは保証会社が収納代行した月額賃料等及び変動費をいう。

賃貸 借 約 内 容	物件種別	事務所		
	物件名	[REDACTED] 号室		
	物件所在地	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
	月額賃料	65,000 円	駐車場代	0 円
	管理費/共益費	0 円	その他	0 円
	月額賃料合計	65,000 円	※課税対象分は税込額で表記しております	

保証プラン	スタンダードプラン	契約種別	優良割契約
-------	-----------	------	-------

初回保証委託料 (初回保証委託契約時)	月額手数料 (家賃の支払と同時)	年間保証委託料 (1年ごと更新時)
65,000 円	440 円	10,000 円

※上記の金額は、本契約締結時点の消費税率に基づく税込金額です。消費税率が変更されたときは、月額手数料と年間保証委託料の税込金額も変更になります。

※スタンダードプランの場合、口座振替開始までの賃料等のお支払は、保証会社からお送りする案内に記載の指定金融機関へのお振込となります。

その際の振込手数料は賃借人のご負担となります。【支払日＝翌月分を当月27日】

賃 借 人	住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
	氏名または名称	マツキ リョウ 松木 僚		
	連絡先	電話番号		
		メールアドレス ryo.g1218@gmail.com		

保 証 会 社	住所	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	
	名称	株式会社USEN TRUST	
	連絡先	03-6772-8704（テナント家賃保証 カスタマーインタラクティブセンター）	

取 扱 店	住所	〒 595-0005 大阪府泉大津市森町1-9-21
	商号	株式会社クヴェレカンパニー
	連絡先	0725-58-8338
	担当者	[REDACTED]

個人情報の利用について

貸借人は、本契約の締結にあたり、貸借人、入居者、連帯保証人又は緊急連絡先の免許証、健康保険証、パスポート、在留カード等の本人確認書類その他の保証会社が必要と判断した書類を提出することに同意する。

<個人情報の取り扱いに関する条項>

第1条（個人情報の保護）

保証会社は、本契約に関連して貸借人から取得した個人情報について、本条項に定めるほか、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令並びに保証会社の定める「個人情報保護方針」（<https://usen-trust.co.jp/privacy/privacy1/index.html>）及び「個人情報の取扱いについて」（<https://usen-trust.co.jp/privacy/privacy2/index.html>）に従い取扱うものとする。

第2条（個人情報の利用目的）

保証会社が本契約に関連して貸借人から取得した個人情報の利用目的は、保証会社の「個人情報の取扱いについて」に定めるほか、次に掲げる目的とする。

- ① 家賃保証サービスの申込受付のため
- ② 本契約締結のための事前確認のため
- ③ 入居後の家賃保証サービス業、管理業におけるサービスの提供並びにこれらに関する情

報のご案内のため

- ④ 貸借人との保証契約及び本契約に基づく業務遂行のため
- ⑤ 貸借人又は本物件の管理業者と貸借人との契約や法律に基づく権利の行使や義務のため
- ⑥ 本契約の解約後の処理や解約後の事後管理のため
- ⑦ その他貸借人との契約を円滑に履行するため

第3条（共同利用について）

保証会社は、前条の利用目的の範囲内で、次のとおり本契約に関連して貸借人から取得した個人情報の共同利用を行うことがある。

- ① 共同利用者の範囲：本契約に関連する不動産業者／家主／保証会社のグループ企業／業務委託会社
- ② 項目：契約の有無／住所、氏名、連絡先等、前条の利用目的に必要な個人情報の項目／賃借料支払状況に関する情報／保険契約に関する情報
- ③ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者の氏名：株式会社USEN TRUST 住所及び代表者の氏名は、保証会社のホームページ（<https://usen-trust.co.jp/privacy/privacy2/index.html>）に記載のとおりとする。

以上

個人情報及び法人情報等の収集、利用、提供の同意

貸借人は、本契約に係る情報の提供、登録、使用及び電話接続状況履歴の取得に関し、下の取り扱いをすることについて同意する。

第1条（個人情報・法人情報等の信用情報機関への提供）

保証会社は、本契約に基づく法人情報（法人を特定するための情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等）、貸借人及び連帯保証人に係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、契約金額、保証額等）、支払状況に関する情報（支払日、支払予定日、延滞、延滞解消等）及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）を、保証会社が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」という。）に提供することができるものとする。

第2条（個人情報・法人情報等の登録）

加盟先機関の登録期間は、前条の個人情報もしくは法人情報及び連帯保証人に係る個人情報（以下「本件情報」という。）のうち、本人を特定するための情報については、契約内容、支払状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、支払状況に関する情報、取引事実に関する情報は本契約継続中及び本契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）とする。

第3条（個人情報・法人情報等の他会員への提供）

加盟先機関は、本件情報を、加盟会員及び提携する信用情報機関（以下、「提携先機

関」という。）の加盟会員に提供する。なお、加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、本件情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用するものとする。

第4条（個人情報・法人情報等の使用）

保証会社は、加盟先機関及び提携先機関に貸借人及び連帯保証人の個人情報、もしくは貸借人に係る法人情報及び連帯保証人の個人情報が登録されている場合には、本契約継続中において、当該情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用するものとする。

第5条（電話接続状況履歴の取得）

保証会社は、加盟先機関から電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、貸借人及び連帯保証人本人が識別される個人データとして取得し、返済又は支払能力の調査に使用する。

第6条（加盟先機関及び提携先機関）

加盟先機関及び提携先機関の名称及び連絡先は以下のとおりとする。

【加盟先機関】

株式会社日本信用情報機構 TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

【提携先機関】

全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

以上

暴力団排除に関する条項

第1条（反社会的勢力の排除）

本契約の当事者は、相手方に対し、本契約の締結時及び有効期間中、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに類する者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ② 自らの役員（取締役、執行役その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名称を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有していないこと。
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係を有していないこと。

第2条（禁止又は制限される事項）

本契約の各当事者は、本契約の締結時及び有効期間中、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第3条（契約の解除）

本契約の当事者の一方について、第1条又は第2条の確約に反する事実が判明した場合には、その相手方は、他方に対し、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができる。

以上

（優良割適用）頭書記載の年間保証委託料の請求時から過去1年間、貸借人による月額賃料等の支払遅延が複数回発生していないことを条件に、年間保証委託料を0円とする。

駐車契約書

/ 碎

駐 車 契 約 書

（以下甲という）と、

（以下乙という）とは

甲の経営する下記駐車場に、乙の所有または使用する自動車の駐車保管に関し、次のとおり契約を締結する。

所 在 地

名 称

モータープール

第 1 条 甲は乙の所有または使用する下記表示車輛の駐車に同意し、乙は甲の定める駐車を甲に委託することを約諾する。

1. 車 輛 名 日産 ノ

2. 車輛登録番号

3. 年式及び型式 2019年 F12

4. 使用 者 名 松本 僚

第 2 条 本駐車場契約期間は、令和 7 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までとする。
ただし、甲・乙協議の上契約を延長することができる。

第 3 条 駐車料金は月額 10,000 円とし、乙は毎月末までにその翌月分を甲に支払うものとする。前項の駐車料金は、物価の変動その他諸般の状況に応じ、15 日間の予告をもって改訂することができる。尚 甲は、保証金として 100,000 円を預かり解約時に 100,000 円を返還する。

第 4 条 乙は、本駐車場を第 1 条に記載以外の車輛の駐車以外の目的に使用することはできない。

第 5 条 乙は、本契約に基く権利を第三者に譲渡ならびに転貸または他人に使用させる等の行為をしてはならない。

第 6 条 甲は、天災・火災・その他甲の過失によらない車輛の損傷・紛失・盗難等については、一切その責を負わない。

第 7 条 乙は、本駐車場に駐車する場合は、車輛に完全な施錠をするものとし、甲は駐車車輛及び積載物、乗用車の荷物、携待品等の物品については一切その責を負わない。

- 第 8 条 乙または乙の関係者（運転者・同乗者を含む）が、故意または過失により、本駐車場及び附帯設備に損害を与えたときは、乙は甲に対しこれを賠償しなければならない。
- 第 9 条 駐車場内における車輛相互間の接触等による損害事故については、当事者間で解決し、甲は一切その責は負わない。
- 第 10 条 甲または乙が本契約期間中已むを得ず契約を解除する場合は、1箇月前までに申出るものとする。ただし、契約解除が甲の申出による場合を除き、前納された解除当月の駐車料金は返還しない。
- 第 11 条 甲の都合で、本駐車場を廃止または停止するときは、甲は乙に対し1箇月前に予告し、この契約を解除することができる。
この場合、乙はこの契約解除の申出を無条件に承諾することを確認する。又、立退料及びこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
- 第 12 条 甲は乙に対し車庫証明書を発行した場合は、解約時に際し必らず移転先の車庫証明書の写し、又は、移転先住民票・廃車証明書のいずれかを乙は甲に対し提出し契約解除とする。
- 第 13 条 甲または乙が、本契約に違背したときは何等の催告なく、即時本契約を解除することができる。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各々その1通を保有する。

令和 6 年 12 月 27 日
平成

甲 住所
氏名

乙 住所 堺市

氏名 松本 泰

TEL

りそな銀行 初芝支店
普通口座

自動車保険証券

当社は、普通保険約款および特約その他この保険証券に記載したところに従い、
保険契約者とこの保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。

ソニー損害保険株式会社
東京都大田区東田1-17-1 アロハスクエア11F

代表取締役社長

坪田 博行

印紙税申告納
付につき確田
税務署承認済

本紙に代表者名のないものは無効です。

事故の時のご連絡先

(保険の適用に関するご相談)

0120-303-709

受付:24時間 365日対応

ご契約内容変更のお問合せ先

カスタマーセンター

0120-505-307

受付時間 9:00~20:00

(土・日・休日も20:00まで受付)

※なりすまし防止のため、お客様の個人情報と合わせての証券番号の第三者開示はお控えください。

証券作成日 令和 6年11月19日

ご契約内容

保険種目 総合自動車保険 Type S

券番号

契約日 令和 6年11月18日

保険期間 令和 6年11月19日 午前 0時 から
令和 7年11月19日 午後 4時 まで 1年間

ノンフリート等級 6E等級

事故あり係数適用期間 0年

保険料 1回払保険料: 114,350円

払込方法 1回払

運転者の条件(補償の対象となる運転者の範囲)・補償される年齢条件

年齢条件

30歳以上補償
(運転者の年齢条件に関する特約)

運転者限定

限定しない

補償される運転者範囲	20歳以下	21歳~25歳	26歳~29歳	30歳以上
① 記名被保険者本人	×	×	×	○
② 記名被保険者の配偶者	×	×	×	○
③ ①または②の同居の親族	×	×	×	○
④ ①または②の 別居の未婚の子※1	○	○	○	○
⑤ ①~④以外の方	○	○	○	○

○:補償されます ×:補償されません

※1 ③の方を除きます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険契約者

名 松木 僚 様

住所

〒大阪府 堺市
2

契約車両(被保険自動車)

車名・仕様 ノート

車台番号

☆登録番号

型式 E12

初度登録

令和 6年11月

☆用途車種

自家用小型乗用車

車両所有者

ご契約者と同じ

お車を主に使用される方(記名被保険者)

氏名 ご契約者と同じ

住所 ご契約者と同じ

年齢 (保険始期日時点)

免許証の色 (保険始期日時点)

料率クラス

対人賠償クラス :8 対物賠償クラス :6

搭傷・人傷クラス :7 車両クラス :5

項目名の横に☆があります項目は「通知事項」となります。内容に相違・変更ございます場合は、お手数ですが弊社カスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

「通知事項」については、証券・継続証・保険契約確認書に記載がない項目もございます。詳しくはご契約時にご確認いただきました重要事項説明書等をご覧くださいませようお願いいたします。

様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 松木僚

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2024年11月7日	ノートパソコン Microsoft Surface Laptop5 15 インチ 品番 RBY-00020	PC	176,880 円	141,504 円 (按分率 80%)	5 年	2029年11月7 日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。